

第5章 東大和市の環境の現状と推進施策

第一次計画の進捗状況、社会情勢の変化、計画策定にあたっての主要課題などを踏まえ、施策体系、施策、市による取組、環境指標・目標などについて見直しを行います。

「望ましい環境像」の実現に向け、5つの「基本目標」に沿って、12項目の「施策方針」とそれらを実現するために必要な45個の「施策」を設定（28頁参照）します。

また、「施策方針」毎に「環境の現状・課題」を確認したうえで、今後10年間を見通した「施策」を示すとともに、当面実施する「市による取組」を例示します。

● 基本目標の実現に向けた施策の体系

★は重点施策（第4章参照）、◎は新規の施策

分野	基本目標	施策方針	施策	掲載頁
自然環境	狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち	狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理	①公有地化等による狭山丘陵の保全 ②狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進★	30
		緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める	①緑の保全・創出★ ②水辺の保全・整備★ ③緑と水のネットワークの形成★◎ ④緑化のしくみづくり★◎ ⑤生物多様性の保全・再生★	32
循環型社会	循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち	3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	①リデュース、リユースの推進★ ②資源循環型社会の実現 ③廃棄物減量等推進員制度の充実	37
		地球温暖化防止対策の推進	①再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進★◎ ②低炭素型都市づくり★◎ ③自転車利用の促進◎ ④水循環の確保と水の有効利用の推進★◎ ⑤東大和市地球温暖化対策実行計画の推進◎ ⑥その他の温室効果ガスの排出抑制に関する啓発事業の推進	39
都市環境	環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち	安全で快適な生活環境の確保	①公害等の防止に係る対策の推進 ②気候変動適応策などの推進★◎ ③環境美化の推進◎ ④放置自転車対策◎ ⑤適正な土地利用の誘導◎ ⑥アスベスト対策等の推進◎ ⑦放射線測定と測定値の公表の実施 ⑧電磁波の影響に関する情報収集の継続	43
		地産地消の普及促進と都市農業の推進	①地産地消農業の推進 ②地場農産物利用の推進と意識啓発★ ③農業とふれあう場の確保★	47
環境教育・環境学習	環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち	小・中学生に対する環境教育の推進	①子どもによる環境活動の支援★ ②親子環境教室の開催★ ③学校職員への環境意識を高める研修の実施	50
		生涯学習としての環境教育の充実	①環境学習の機会の提供★ ②環境にやさしい行動の普及★◎ ③自然や歴史の再発掘と活用★◎	51
		狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進	①自然と親しむ場づくりの推進★ ②地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承★◎	52
協働・連携	協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していきけるまち	市民と行政のネットワークの構築	①協働・連携の機会づくりの推進★ ②環境情報の共有化の推進★ ③環境月間における集中的な啓発◎	54
		環境団体等への支援と人材の育成	①ボランティア制度活用の推進 ②市民協働提案事業の検討・推進★ ③環境活動・環境教育のリーダーなどへの支援★	55
		国、東京都、周辺自治体との連携	①水辺を中心とした連携（空堀川水環境確保対策会・野火止用水保全対策協議会） ②都道の交通問題の改善 ③小平・村山・大和衛生組合等との連携◎ ④オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」への参加◎	56

基本目標1 自然環境

狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち

恵まれた豊かな自然環境を、市民の貴重な財産として保全・継承し、人と自然が共生する社会の実現を目指します。

■ 目指す姿

- ・ 狭山丘陵の豊かな緑、空堀川・奈良橋川・前川の市内を流れる河川、市境の野火止用水周辺の水や緑の場、そこに生息・生育する生物など、自然の生態系が保全・回復し、適正な利用が図られている
- ・ トウキョウサンショウウオやオオムラサキなどの希少種をはじめとした生物が保全・回復されている
- ・ 狭山丘陵の多面的機能が保持され、有意義に活用されている

■ 環境指標・目標

施策方針	環境指標	現況	現況年度	目標	目標年度
狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理	狭山緑地の公有地化（用地買収済面積）	115,486.82㎡	H27	145,642.00㎡	H38
	狭山緑地での市民等による維持管理活動の実施状況	市民協働による適正な管理が行われています	H27	市民協働による維持管理活動を促進します	H38
緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める	生物調査の実施状況	狭山緑地の鳥類調査を実施しています	H27	対象種の拡大を検討し、生物の生息状況の把握に努めます	H38
	トウキョウサンショウウオの生息状況	狭山丘陵の湧水地にトウキョウサンショウウオが生息しています	H27	生息できる状況を維持します	H38
	オオムラサキの生息状況	狭山丘陵の一部にオオムラサキが生息しています	H27	現況を把握し、オオムラサキが棲める森をつくります	H38



空堀川



トウキョウサンショウウオの幼生

(1) 狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理

■環境の現状・課題

- 狭山丘陵は、埼玉県と東京都にまたがり、東西約 11km、南北約 4 km という大規模な樹林と湖が広がっています。まるで市街地の中に浮かぶ「緑の島」のようで、首都圏を代表する重要な自然環境です。その丘陵に、東京都の水がめである村山貯水池（多摩湖）と山口貯水池（狭山湖）が造られており、水源林として、また都立狭山自然公園や市立狭山緑地として、雑木林が残されています。
- 本市の緑と水のシンボルであり財産とも言える貴重な狭山丘陵を後世に引き継ぐためには、東京都と連携し緑地の公有地化に努めるとともに、自然学習の体験の場、憩いやレクリエーションの場などとして活用を図る等、積極的な取組が必要です。
- 本市の市域内には、東から都立狭山公園、都立東大和公園、市立狭山緑地、東大和芋窪緑地といった4つの公園・緑地があり、それぞれ都や市によって管理されています。
- 市立狭山緑地は、市が土地所有者から雑木林を借用して散策路を整備し、昭和60（1985）年に開園しました。この緑地は、学校教育の場としても活用しており、市内各小学校の児童たちが五感を使った体験を通じて、自然と人間のかかわりの大切さと楽しさを学習しています。また、雑木林を守り育てるために、東大和市狭山緑地雑木林の会（平成8（1996）年、市が広報により市民による管理ボランティアを募集し、参加した市民の方々）がボランティア団体として活躍しています。年間計画に基づき、月4回の作業（萌芽更新・落葉清掃・下草刈り・樹木の剪定等）を行い、適正な管理に努めています。

■施策

①公有地化等による狭山丘陵の保全

- ・狭山緑地の公有地化を図るため、都と連携し狭山緑地用地買収事業を進め、良好な状態で保存しつつ市民に開放します。
- ・狭山丘陵内に存在する民有地の樹林についても、まとまった緑としての機能を損なうことがないように、所有者に協力を呼びかけます。

②狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進【重点】

- ・狭山緑地のあり方や維持管理体制及び制度等に関して地域住民や環境団体と市などがともに検討するなど、連携・協働による維持管理の充実を図っていきます。
- ・自然観察会を開催するとともに、環境団体が実施している雑木林の管理、炭焼きなどの体験活動への支援や協力により、本市特有の環境資源としての活用を推進していきます。

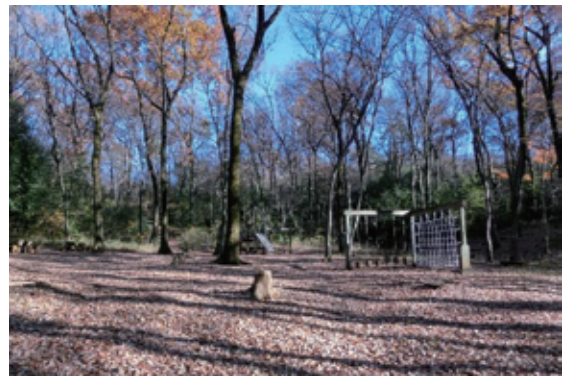
- ・多摩湖一帯を含め観光・レクリエーションの場として活用できるよう、ハイキングコース、サイクリングコース、野草園、休憩・展望スポット等の整備・充実を検討します。

■市による取組

- ・狭山緑地の公有地化の推進
- ・民有地の樹林保全のための取組
- ・地域等との連携による維持管理の推進
- ・環境資源としての活用の推進・支援



都立狭山公園



都立東大和公園



市立狭山緑地



東大和芋窪緑地

(2) 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める

■環境の現状・課題

- 都市における自然の生態系を保全するためには、まとまりのある緑を連続した形で保全することが大切です。狭山丘陵の公有地化や緑地指定の拡大及び樹林の適正な管理のほか、学校や大きな公園、農地等の緑の拠点整備とそれらを結びつける街路樹や民有地内の緑化などのネットワークづくりが重要となっています。
- 市では、公園、緑地及びこども広場の更新・再整備をするにあたり、それぞれに個性を持たせ、地域のシンボルやコミュニティ形成の場として整備することにより、地域の活性化の拠点とすることを目的に、平成28（2016）年3月に「東大和市特色ある公園整備基本方針」を策定しました。
- 本市の一人当たりの都市計画公園や緑地等の面積は、平成28（2016）年4月1日現在で8.53㎡であり、東京都の平均（平成28（2016）年4月1日現在で5.72㎡）を上回っていますが、引き続き、規模によって異なる市街地公園の役割を踏まえ、地域ごとに必要とされる公園緑地を市民ニーズに沿って計画的・体系的に配置し、生態系及び景観形成を視野に入れて、狭山丘陵を核とする緑のネットワークの整備が必要となります。
- うるおいを感じられる都市づくりを進めるには、市街地にこそバランスよく公園が必要であり、それぞれの地域に必要な公園緑地を、計画的・体系的に整備する必要があります。
- 本市の北部に位置する多摩湖は新東京百景の一つであり、周辺の樹林は新緑、紅葉、雪景色など四季を通じて市民から親しまれています。
- 本市を流れる河川には、空堀川・奈良橋川・前川の3河川があります。空堀川は武蔵村山市の野山北公園を源とし、市内を西から東に流れ、高木橋で奈良橋川と、また清瀬市中里で柳瀬川と合流します。現在も河川改修が進んでおり、整備された管理用通路を利用して多くの市民が散策等をしています。
- 本市の南端を流れる野火止用水は、一時は水事情の悪化等に伴い、玉川上水からの分水が中止され、流れが途絶えていたこともありました。その後、復活を求める声の高まりにより、昭和49（1974）年に東京都歴史環境保全地域に指定され、昭和59（1984）年に清流が復活しました。現在は、野火止用水の木々の緑と、水の流れとがあいまって、静かなくつろぎの場となっています。また、野火止用水のせせらぎを利用して「ホテルの里づくり」を継続して行い、川岸に土盛りや植栽を施し、ホテルのすみやすい環境づくりに努めています。
- 市内の湧水は、水量は少ないながら9か所（芋窪、蔵敷、奈良橋、湖畔）で確認されており（平成28（2016）年1月現在）、その中で湖畔ビオトープと二ツ池公園は東京の名湧水（57選）に選ばれています。しかし、都内では開発行為などに伴う雑木林や草地、農地の消失によって雨水の地下浸透が損なわれています。

これにより地下水位の低下が原因で、湧水の枯渇・消失している地域が多いです。市内の湧水も消失や水質の悪化が懸念されます。湧水地点の多くが個人などの所有地となっており、土地の改変が進行する可能性があります。そのため、湧水周辺の保全とあわせて、樹林や農地、市街地の緑の保全、雨水浸透を促進していくことが必要です。

- ▶ 水循環については、平成26（2014）年7月に「水循環基本法」が施行されました。基本理念を踏まえ、水循環に関する取組を総合的かつ一体的に推進していく必要があります。
- ▶ 狭山丘陵には多種多様な動植物が生息しており、その種の減少が危惧されることから、都が保護する上で重要な野生動植物種として指定され、保護に努めている種も数多くいます。特に、市内に営巣、飛来し、観察できる野鳥の種類は多く、これらの保護が望まれます。
- ▶ 市内では、カラスやタヌキのほか、外来種^{*}であるアライグマやハクビシン等の野生鳥獣に関する問合せが増えています。また、狭山丘陵では、外来種であるキタリスの生息も確認されています。

■施策

①緑の保全・創出【重点】

- ・「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づく、施設の更新や公園機能の再整備を図ります。
- ・市民の憩いの場である公園の管理については、樹木剪定・樹木害虫駆除・清掃除草等をするとともに、随時巡回管理に努めます。
- ・すでに整備されている街路樹を保全するとともに、新たに街路樹を植栽する際には周辺の自然環境等を考慮し、樹種を選定します。
- ・都市緑地法に基づく緑地協定等の保全手法の活用について検討していきます。
- ・開発事業者に対しては、開発事業区域内の緑化について協議し、既設の住宅や工場・事業場に対しては、市報やホームページなどで緑化推進の指導・啓発に努めるとともに、緑化マニュアル等を作成し、緑化についての情報提供を行います。また、緑化の際には地域の歴史や自然に配慮するよう指導していきます。
- ・市が整備する公共施設について、公園緑地整備などの緑の形成を検討するとともに、都や他の機関が整備するものについても、十分な緑の形成を図るよう求めていきます。
- ・市街地の貴重な緑地空間である農地の保全と計画的な公園整備等に資するため、生産緑地地区制度を活用するとともに、農とのふれあいの場として、市民農園・観光農園などに活用できるよう検討を進めます。

②水辺の保全・整備【重点】

- ・空堀川・奈良橋川・前川の河川については、水循環の重要性を踏まえ、「環境・景観」「防災・安全」「交流・利活用」「維持管理」に配慮しながら、地域住民や関連団体、都、周辺自治体との協働・連携による川づくりを進めていきます。
- ・前川の河床清掃や除草などの維持管理に努めます。
- ・ボランティアによる清掃など維持管理体制の充実に努めます。
- ・都との連携を図り、地下水の湧水量や水質の調査を実施し、湧水地点及び周辺環境の保全を図ります。

③緑と水のネットワークの形成【重点・新規】

- ・狭山丘陵を核とし、市街地の緑の拠点を河川や幹線道路等で相互に結ぶ緑のネットワーク整備を東京都の「環境軸ガイドライン」を参考にしながら推進します。

④緑化のしくみづくり【重点・新規】

- ・市民と行政が協働で計画的な萌芽更新等の管理を継続できるよう体制を整えます。
- ・市民・企業・行政の協働の仕組みをつくり、積極的な緑化と適切な管理を行い、市街地の緑の量的な拡大を図ります。
- ・市民の緑に対する意識を高めるため、情報発信等を行います。

⑤生物多様性の保全・再生【重点】

- ・狭山緑地内の生息状況を調べるために、野鳥などの生きもの調査を実施し、報告書を発行します。また、狭山緑地以外の公園・緑地や、野鳥以外の動植物にも調査対象を広げることを検討します。
- ・東京都の保護上重要な野生生物種として絶滅危惧類に指定されているトウキョウサンショウウオ、環境省のレッドデータブック^{*}において準絶滅危惧にランクされる国蝶のオオムラサキやトンボ、ホタルなどの生息空間を保全するため、隣接する樹林や河川、池などの保全整備、特色ある公園の整備、二ツ池などでのかいぼり、外来種駆除などの対策を行います。
- ・アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの外来種について、都及び周辺自治体と連携して対策を検討します。また、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行います。

■市による取組

- ・公園、街路樹の管理、整備
- ・緑を保全・創出するための制度の活用
- ・公共施設の緑化推進、維持管理
- ・生物が棲みやすい河川等の整備
- ・水辺空間の適正管理の検討
- ・緑化の支援体制づくり
- ・緑の普及・啓発
- ・緑の魅力についての情報発信
- ・野生生物、希少生物等の生息状況の把握
- ・ホタルに代表される生物の生息環境の創出
- ・トウキョウサンショウウオの保全
- ・オオムラサキの棲める森づくりの推進
- ・外来種等対策の推進



野火止用水で見られるコサギ



空堀川で見られるカルガモ

基本目標2 循環型社会

循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち

環境への負荷を低減し、資源・エネルギーを有効に利用する持続可能な「循環型社会」の構築を目指します。

■目指す姿

- ・ 家庭では、各世帯での省エネ行動が定着するとともに、省エネルギー設備・機器、太陽光発電などの再生可能エネルギー、環境性能の高い住宅が広く普及することにより、省エネルギー化が図られている
- ・ 事業所では、設備機器の効率的な運用・高効率化が進むとともに、低炭素なエネルギーの選択行動がとられている
- ・ 燃料電池※自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車等が普及している
- ・ 交通渋滞の緩和や地域交通における環境負荷低減が進んでいる
- ・ 資源の効率的な使用や「持続可能な消費」が広く普及している
- ・ 資源効率※が向上し、廃棄物として処分される量が更に減少している
- ・ 食品ロス※の削減、使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、資源ロスの削減が促進されている

■環境指標・目標

施策方針	環境指標	現況	現況年度	目標	目標年度
3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	市民一人1日当たりの廃棄物排出量	683.1g/人・日	H27	680g/人・日以下	H33※
	市民一人1日当たりの衛生組合への廃棄物搬入量（資源・有害ごみを除く）	489.9g/人・日	H27	現況値より減量を目指します	
	最終処分量	【搬入量内訳】 焼却残さ搬入量：1,824t 破碎不燃ごみ搬入量：13m ³	H27	東京たま広域資源循環組合への搬入量を搬入配分量以下まで減らすことを目指します	
	生活用品交換事業制度利用件数/消費者講座の受講者数	生活用品交換事業制度利用件数：113件 消費者講座の受講者数：講座のテーマによっては定員を割っています	H27	生活用品交換事業制度利用件数：現況値より増加を目指します 消費者講座の受講者数：現況値より増加を目指します	H38
地球温暖化防止対策の推進	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	未策定	H27	計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制に努めます	H38

※ H38の目標値については、今後定める一般廃棄物処理基本計画で設定します。

(1) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

■環境の現状・課題

- 循環型社会を構築するためには、市民、事業者及び市が一体となって、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を進めることが不可欠です。また、家庭ごみの減量を図っていくためには、とりわけごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を進めることが大切です。
- 本市では、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 年間を計画期間とする「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）」を作成し、市民、事業者及び市が一体となって取り組む「環境にやさしい資源循環型社会」の実現を目指しています。
- 平成 26（2014）年 8 月から、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについて、戸別収集を開始しました。
- 平成 26（2014）年 10 月からは、平成 25（2013）年 11 月 21 日に策定した「家庭系廃棄物有料化方針」に基づき、家庭廃棄物のうち可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについて、有料化を導入しました。
- 本市の廃棄物量は、平成 18（2006）年度から平成 24（2012）年度まで減少し、平成 25（2013）年度にわずかながら増加したものの、平成 26（2014）年度以降は減少しています。
- 市民一人 1 日当たりの排出量（ごみ、資源の合計）は、平成 18（2006）年度の 911g/人・日から平成 24（2012）年度までは減少し、平成 25（2013）年度にわずかながら増加したものの、平成 26（2014）年度以降は再び減少し、平成 27（2015）年度は 683g/人・日となっています。
- 本市では、昭和 40（1965）年に小平市・武蔵村山市とともに、「小平・村山・大和衛生組合」を設立し、共同でごみの中間処理を行っています。しかし、施設の老朽化が進んでいるため、施設更新が最重要課題となっています。
- 最終処分については、日の出町の協力のもと、三多摩地域の 25 市 1 町で組織している「東京たま広域資源循環組合」の二ツ塚処分場において処分を行っているところです。しかし、新たな最終処分場の確保が困難なことから、現有施設の延命を図る方策として、平成 18（2006）年 7 月から、焼却灰のエコセメント化施設を本格稼働しています。
- 市民の廃棄物に対する意識の向上から、最終処分量も年々減少傾向にあります。資源物が可燃・不燃ごみなどに混入しないよう、より一層の分別を徹底するとともに、廃棄物排出量を減少させる発生抑制対策が重要となっています。

■施策

①リデュース、リユースの推進【重点】

- ・一般廃棄物処理基本計画による廃棄物の減量に努めます。
- ・市民や事業者への情報提供に努めます。
- ・市のリサイクル標語「マイバッグ資源を入れてお買い物」を呼びかけ、資源は買ったお店に戻すことで、資源物回収量の削減を図っていきます。
- ・生活用品交換情報の提供によるリユースの機会を提供します。また、環境に配慮した消費生活を促進する事業を実施していきます。

②資源循環型社会の実現

- ・地域住民で組織する自治会、婦人会、子ども会等、営利を目的としない団体で、資源物を回収する市民団体に対し、資源物集団回収推進報償金交付要綱に基づき、報奨金を引き続き交付していきます。
- ・家庭から排出される生ごみのリサイクルを推進するため、生ごみたい肥化容器の購入費の一部を引き続き補助していきます。
- ・市が行う工事等において、エコセメント製品等の環境配慮商品の使用を促進します。
- ・紙類（新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック）の分別収集を徹底し、可燃ごみの減量に努めていきます。

③廃棄物減量等推進員制度の充実

- ・地域で廃棄物減量に向けた指導的役割を果たす廃棄物減量等推進員制度を継続して設置し、廃棄物減量の啓発事業を進めます。

■市による取組

- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・市民・事業者への情報提供
- ・マイバッグ利用の推進
- ・不用品のリユース促進
- ・資源物集団回収の推進
- ・生ごみたい肥化容器等の助成
- ・公共工事等へのエコセメントの利用推進
- ・紙のリサイクル推進

(2) 地球温暖化防止対策の推進

■環境の現状・課題

- 本市における温室効果ガス排出量は、平成2(1990)年度以降増加し、平成15(2003)年度に36万2千t-CO₂で最も多くなりました。以降、増減しながら平成22(2010)年度にかけて減少しましたが、再び増加に転じ、平成25(2013)年度は32万2千t-CO₂となりました。平成25(2013)年度の排出量は、平成2(1990)年度(24万8千t-CO₂)に対し29.8%の増加、平成12(2000)年度(30万8千t-CO₂)に対し4.5%の増加となっています。(出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)
- 本市における平成25(2013)年度の二酸化炭素総排出量は30万8千トンで、平成2(1990)年度と比較して6万3千トン増加しています。部門別にみると、運輸部門で2万2千トン削減しているものの、その他の全部門で増加しており、特に大きな割合を占める民生部門(+4万7千トン)や産業部門(+3万6千トン)は大きく増加しています。(出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)
- 「東京都環境基本計画」(平成28(2016)年3月)では、「2030年における温室効果ガス排出量を2000年比30%程度削減」を目標に掲げています。
- 温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的利用を図るため、市民及び事業者が一体となって省エネルギー設備・機器の導入促進や節電行動の徹底を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進していくことが必要です。
- 市では、平成27(2015)年度に市道等に設置している市管理の街路灯約5,900基をすべてLED灯具に取替え、二酸化炭素の排出を抑制しています。

■施策

①再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進【重点・新規】

- ・市内の民間事業者や個人住宅における、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進するため、国や都の支援に関する情報を随時提供していきます。
- ・市の施設における再生可能エネルギー利用システムの導入を検討していきます。
- ・再生可能エネルギーや省エネルギーの取組方法、事例などの情報を市報やホームページに紹介し、啓発を行っていきます。また、ライトダウンキャンペーン[※]のPRに努めていきます。
- ・公園、緑道等の街灯の整備・維持管理の際には、LED灯具を採用していきます。
- ・低燃費車や低公害車などの環境にやさしい自動車の選択、エコドライブの実施などについて啓発を行います。

- ・ 庁用自動車については、経過年数の長いものから順次、低燃費かつ低公害な自動車に切り替えます。

②低炭素型都市づくり【重点・新規】

- ・ 新築や改築等の際に省エネ性能の高い住宅を選ぶことや長寿命化などについての情報提供を行います。
- ・ コミュニティバスや路線バス、鉄道、モノレールなどの公共交通同士の有機的な結びつきにより、市民ニーズにかなった交通インフラの整備を図るとともに、こうした公共交通網を補完する地域に密着した移動手段については、地域における機運の醸成を踏まえて、地域との協働による運行に向けた取組を検討していきます。
- ・ 公共交通網の充実により、移動手段の自動車利用から公共交通機関利用への転換を図るとともに、自転車利用の環境を整えることなどにより、環境負荷の少ない都市構造の実現に向けた取組を進めます。

③自転車利用の促進【新規】

- ・ 生活の中心となる生活道路は、人と車の共存が基本であるため、歩行者や自転車利用者が安全に通行できるよう、幅員の確保や施設の整備に努めます。
- ・ 幹線道路や生活道路において、すでに整備を完了した路線については、車両や歩行者、自転車利用者が安全かつ快適に通行できるよう、適正な道路の維持管理に努めます。
- ・ 交通安全を含む、「安全」についての教育を関係機関と協力し、保育園、幼稚園及び小・中学校で実施します。特に、自転車を交通手段として安全に使えるように、自転車利用のマナーの向上を目指し、小学校における自転車の乗り方や自転車運転免許講習会を実施していきます。また、高齢者向けの講習会も実施していきます。

④水循環の確保と水の有効利用の推進【重点・新規】

- ・ 市の施設については、雨水浸透施設などを設置し、集中豪雨での浸水被害の防止に努めます。また、雨水貯留施設による雨水の有効利用について検討します。
- ・ 総合治水対策に沿った公共下水道（雨水）整備事業を検討します。
- ・ 市道の改良の際には、歩道に透水性舗装を採用し、雨水の地下浸透を進めます。
- ・ 水の公共性や健全な水循環への配慮を踏まえ、雨水の有効利用及び地下水のかん養を促し、水循環の維持や雨水の流出抑制を図るため、市民に対して情報を提供するとともに、住宅での雨水浸透施設等の設置に対する支援を行います。
- ・ 開発事業者に対しては、東大和市街づくり条例に基づき、雨水浸透施設の設置について協議します。

⑤東大和市地球温暖化対策実行計画の推進【新規】

- ・東大和市地球温暖化対策実行計画を推進し、市が率先して温室効果ガス排出量削減の取組を実践します。必要に応じて、東京都や他自治体と連携し、対策を進めていきます。また、市民及び事業者と連携して、区域の温室効果ガス削減に向けた計画の検討を行います。

⑥その他の温室効果ガスの排出抑制に関する啓発事業の推進

- ・冷蔵・冷凍・空調機器の冷媒等として幅広く使用されているフロン類の大气放出を抑え、オゾン層保護と地球温暖化防止に関する啓発を進めます。

■市による取組

- ・再生可能エネルギーの利用、啓発、情報提供
- ・省エネルギーの普及・啓発
- ・家庭や事業所でのグリーンカーテンの普及
- ・環境に配慮した住宅の情報提供
- ・コミュニティバスの利便性向上、利用促進
- ・公共施設における雨水浸透などの推進
- ・民有地の雨水有効利用と雨水浸透施設等の周知
- ・「東大和市地球温暖化対策実行計画」の実践



庁舎グリーンカーテン



電気自動車

基本目標3 都市環境

環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち

環境への負荷の低減を通じて良好な環境を確保し、安全で快適さを誰もが感じられるまちを目指します。

■ 目指す姿

- ・ 市内の生活環境の現状が把握され、各種公害の未然防止対策のための施策が実施されている
- ・ PM2.5*や光化学オキシダント*の濃度が低減され、快適な大気環境が実現されている
- ・ 騒音・振動などの問題の解決が進み、生活の快適性が向上している
- ・ 河川の水質改善が進み、身近に親しみ、水生生物が多く生息する水辺環境が確保されている
- ・ ごみの散乱がない、清潔なまちづくりに向けて取り組んでいる
- ・ 地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」の推進により、食の安全性の確保、エネルギーの効率化が図られている
- ・ 都市の緑や市民交流の場としても重要な農地が保全・活用されている

■ 環境指標・目標

施策方針	環境指標	現況	現況年度	目標	目標年度
安全で快適な生活環境の確保	二酸化窒素濃度の環境基準達成率	100%	H27	100%を維持します	H38
	騒音に係る環境基準の達成率	75%	H27	100%を目指します	H38
	振動に係る環境基準の達成率	100%	H27	100%を維持します	H38
	全測定地点における河川の水質環境基準	98%	H27	100%を目指します	H38
	喫煙マナーアップキャンペーン実施状況	3回/年	H27	5回/年	H38
地産地消の普及促進と都市農業の推進	市民農園の貸し出し数	226区画	H27	現況値より増加を目指します	H38
	農業体験の実施回数	4回/年	H27	現況値より増加を目指します	H38

(1) 安全で快適な生活環境の確保

■環境の現状・課題

- 二酸化窒素濃度は、ここ数年、環境基準値以下でした。道路交通騒音・振動については、市内でも交通量の多い新青梅街道や青梅街道沿いで環境測定を実施しています。道路騒音では、新青梅街道奈良橋庚申塚交差点で環境基準値を超えています。
- 空堀川をはじめとする、市内を流れる河川の水質は、地点によっては環境基準値を超えるpHが検出されることがあります。
- 市内（奈良橋）におけるPM_{2.5}の測定結果（平成27（2015）年度）は、1年平均値が13.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準値以下でした。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線の拡散への対応として、放射線量の測定を実施しています。
- 生活騒音や自動車騒音、事業所騒音などの騒音問題、建設作業現場等における振動問題、日照障害の問題など近隣公害問題は、市民にとって大きな関心事となっています。このため、近隣相互の環境を尊重するルールの周知徹底や事業者に対する指導、相談体制の充実等が課題となっています。すべての市民が快適に暮らせる環境をつくるためには、市民、事業者及び市が一体となって公害の防止に努めていく必要があります。
- 世界規模での水銀対策の必要性が認識される中、平成25（2013）年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受けて、平成27（2015）年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定されました。平成28（2016）年12月から同法が段階的に施行されることから、水銀等の貯蔵や水銀を含有する廃棄物（水銀含有廃棄物）の適正処理を行っていく必要があります。
- 水銀含有廃棄物や石綿含有廃棄物及びPCB廃棄物^{*}については、建材が使用されている建物の解体が今後も続くことから、さらに適正処理の取組を強化していく必要があります。
- 気候変動が進むと中長期的には、市民生活に関係する幅広い分野で影響が進むことが懸念されます。このため、温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する「緩和策」とともに、温暖化の影響に適切に対処する「適応策」に取り組むことが重要となってきます。気候のモニタリング^{*}、温暖化の影響の予測、影響の緩和対策などの「適応策」に取り組む必要があります。

■施策

①公害等の防止に係る対策の推進

- ・市内大気汚染状況把握のため、現行の大気質等の調査を継続します。また、必要に応じて調査内容等の見直しを行い、都や国とデータを共有します。
- ・「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に基づく工場・事業所等に対する規制・指導・監視を継続します。
- ・主要地方道路の騒音・振動・交通量調査を継続します。関係機関に対して情報提供と要請を行います。
- ・住宅地における生活騒音の防止を図るため、生活騒音防止についてホームページやパンフレットなどにより啓発を実施します。
- ・現行の水質、水量（河川流量含む）等の調査を継続し、国や都が行っている水質調査結果とあわせて情報を公開します。また工場排水等の規制、指導、監視を行っていきます。
- ・下水道未接続世帯に対して早期接続を働きかけていきます。
- ・公共下水道事業（污水管渠）未整備地域の整備促進を図ります。
- ・工場、事業所に対し、土壌汚染物質の適正管理、代替物質への転換等の指導・啓発を強化していきます。
- ・化学物質を取り扱う事業者に対し、適正管理、適正使用を求め、市への報告が必要なことを届出時期、問合せ先とともに市報及びホームページで周知します。
- ・都市計画道路の整備促進により、交通渋滞の緩和を図り、都市交通の円滑化を目指します。また、旅行速度^{*}の向上により、大気汚染物質の排出の低減を図ります。
- ・ごみの収集運搬車に低公害車を導入するよう委託業者に働きかけます。
- ・交通渋滞解消や事故防止のため警察署に対して違法駐車取締りを要請していきます。

②気候変動適応策などの推進【重点・新規】

- ・開発区域内処理により雨水の流出抑制を図るため、東京都総合治水対策協議会の定める基準を準用し、開発事業者と雨水浸透施設等の設置について協議します。
- ・集中豪雨時には、道路冠水が発生する地域があるため、雨水流出の抑制等を図ることにより、住宅市街地での浸水被害の防止に努めると共に溢水対策の推進に努めます。
- ・台風が多発する時期の前には、排水管及び集水ますの清掃を実施していきます。
- ・道路冠水等が発生した場合には、土嚢の提供を行います。

③環境美化の推進【新規】

- ・市報やホームページなどでごみのポイ捨てや違法ポスター・看板設置の禁止等と呼びかけるとともに、関係機関と連携してPRポスターの募集・掲示、リーフレット配布など啓発事業に努めます。これらの防止に実効性のある取組として、環境美化条例について先進自治体の実施状況を研究し、制定を検討します。
- ・空容器等のポイ捨てを防止するため、ポイ捨て禁止マークと地図を組み合わせた標識を設置します。自動販売機で飲料を販売する事業者に対して、回収容器の設置及びその適正管理の実施を義務付けるなど、ポイ捨て対策を検討します。
- ・犬や猫のふん害防止のために、防止看板の配布、自治会へのポスター掲示、リーフレットの回覧依頼等による各種啓発活動の実施を検討していきます。
- ・市報やホームページでペットの飼育のマナーや遺棄防止、動物愛護等について情報提供します。
- ・不法投棄などの防止については、多摩地域の各市町村、都、警視庁、東京消防庁などの関係機関との協力のもと、監視体制の強化に努めます。
- ・市民が「里親」となり、道路・水路・公園・緑地等の公共施設を「養子」とみなし、義務的活動ではなく自らの活動と責任で公共施設を市と協働で管理する制度（＝アダプト制度）の導入を検討します。

④放置自転車対策【新規】

- ・市や鉄道事業者が役割分担して自転車等駐輪場を運営すると共に、駅周辺における自転車等駐車場の環境改善に向けて、安全性・利便性・快適性の向上を図ります。併せて、放置自転車禁止区域の拡大や放置防止等に関する市民への教育、啓発、広報活動の充実に努めます。
- ・駅周辺の放置自転車や商店街等の迷惑駐輪をなくすため、自転車利用者の自粛やマナーの向上を求めるとともに、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき、受益者負担の適正化を含めた駐輪場の整備を図っていきます。

⑤適正な土地利用の誘導【新規】

- ・良好な住環境の保全・形成に向けた土地利用を誘導するための、都市計画法に基づいた地区計画制度を推進します。
- ・市内における適正に管理されていない空き地や空き家の所有者への指導・助言をします。

⑥アスベスト対策等の推進【新規】

- ・健康被害の未然防止に向けて、建物解体時等の廃石綿及び石綿含有建材、P C B 廃棄物の適正処理などについて、適切な情報提供や啓発に努めます。
- ・家庭から排出される蛍光管等の水銀使用製品の分別収集や、事業所から排出されるものの分別促進などにより、水銀の環境中への拡散の抑制を図ります。

⑦放射線測定と測定値の公表の実施

- ・市内小・中学校、幼稚園、保育園および公共施設等の空間放射線量の測定を実施します。また、測定結果についてはホームページに掲載します。
- ・学校給食センター及び市内保育園で給食に使用する食材等の放射性物質簡易検査を実施します。また、測定結果についてはホームページに掲載します。

⑧電磁波の影響に関する情報収集の継続

- ・電磁界（電磁波）と健康影響について、国際規格や国等の基準、知見等を基に、適切に情報を提供します。

■市による取組

- ・大気汚染、悪臭防止対策の推進
- ・騒音・振動対策の推進
- ・水質汚濁防止対策の推進
- ・土壌汚染防止対策の推進
- ・気候変動適応策の推進
- ・開発区域内における雨水浸透施設等の設置の協議
- ・排水管及び集水ます清掃
- ・雨水浸透井清掃
- ・景観に関する施策
- ・美化に関する施策
- ・不法投棄防止巡回パトロール
- ・安全な歩行空間の確保
- ・空き地や空き家の適正管理のための指導
- ・防犯対策の推進

(2) 地産地消の普及促進と都市農業の推進

■環境の現状・課題

- 地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」を推進し、学校給食における地場農産物の利用拡大を図るとともに、イベント等を通して地場農産物の紹介や地産地消及び食育の普及啓発に努めています。
- 市内の農業者で組織する「東大和市農産物共同直売所運営委員会」では、アンテナショップを開設(平成 13 (2001) 年)して市内の農地で生産された新鮮で安全な旬の野菜を提供し、地場農産物のイメージアップと消費拡大を図っています。アンテナショップを継続出店することで、多くの地場農産物を地元で消費することにより、運営委員会の活動も一層充実が図られています。
- 市内の農産物直売所では、本市の代表的な農産物である、春に東京狭山茶、夏から秋に多摩湖梨、じゃがいも、秋からは里芋、大根、白菜、ほうれん草などを販売して好評を得ています。
- 学校給食では、地場野菜を食材として活用しています。利用にあたっては、東京みどり農業協同組合東大和支店と蔬菜園芸組合の協力を得て、学校給食センターで調理し、小・中学校の学校給食に新鮮な食材を提供しています。
- 地場野菜を使用することで「安全・安心」な食材の提供ができ、同時に、栄養士による食育指導により、子どもたちに食生活の大切さを伝えています。
- 直売に取り組む農業者を中心に、都知事からエコファーマー等の認定を受け、たい肥による土づくりの技術や化学肥料と農薬の使用を控える技術を導入し、環境への負荷の低減やより安全性の高い農産物の生産に取り組む農業者が増えています。また、消費者も環境や食品の安全性に対する意識の高まりとともに、生産者の顔が見える地場農産物に対する関心が高まっています。
- 「みどりのリサイクル」として、市内農業者及び公共施設から排出される剪定枝をチップ化し、たい肥や土壌改良材に活用しました。
- 都市における農業・農地は、新鮮で安全・安心な農産物の供給の場であり、市民の健康づくりや子どもたちの教育の場でもあります。また、防災空間としての機能も有していることから、重要な場所として保全していく必要があります。
- 土地利用の変化をみると、昭和40 (1965) 年に市域の約30%を占めていた農地が、50年経過した平成27 (2015) 年にはその6分の1の5.0%に減少しています。
- 市内の市街化区域内の農地は、相続等の発生や後継者不足により「宅地化」が進み減少傾向にあり、市では、市内の農業の振興を図り、農業の担い手を育成していくことが必要です。
- 都市の農業・農地が持つ多面的機能を維持していくために、地産地消の一層の推進や市民の“農”とのふれあいの機会を設け、保全活動の参加へつなげていくことが必要です。

■施策

①地産地消農業の推進

- ・ 生分解性マルチフィルムの利用及び廃棄プラスチックの適切な処理を促進します。
- ・ 東京都エコ農産物認証制度*の普及を図ります。
- ・ 農産物の生産から流通までの安全性の確保を図るため、農薬の使用基準遵守や生産履歴作成の普及・啓発に努めます。
- ・ 市民消費に応えられる生産量の確保を図るとともに、品質や味などで商品価値の高い農産物の生産を推進します。

②地場農産物利用の推進と意識啓発【重点】

- ・ 小・中学校等の給食に地場野菜を活用するとともに、子どもたちに食の栄養、安全、食材の選び方や組み合わせ方などの食生活の大切さを伝え、心身ともに健全な人間をつくる食育を進めます。
- ・ 小・中学校の給食における地場野菜利用率の向上を図ります。
- ・ 農産物直売所の充実や共同直売の支援のあり方について検討します。
- ・ イベントや講座の予定、直売会の催しや農産物の品質等に関する情報を提供し、地産地消及び食の安全に対する普及・啓発を図ります。

③農業とふれあう場の確保【重点】

- ・ 市街地の貴重な緑地空間である農地を市民の緑とのふれあいの場として、市民農園・観光農園などに活用できるよう検討を進めます。
- ・ 市民農園や農家の畑等において、農業の収穫体験等ができる機会を提供します。

■市による取組

- ・ 環境にやさしい農業の推進
- ・ 農産物の安全性の確保
- ・ 農産物ブランド化の推進
- ・ 小・中学校における食育の実施
- ・ 食育推進ネットワーク
- ・ 直売所等の充実
- ・ 農地とのふれあいの確保
- ・ 農業体験の場の確保
- ・ 市報・ホームページ等による情報提供

基本目標4 環境教育・環境学習

環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち

地域の自然や歴史・文化を通じて環境の大切さを学び、次世代に良好な環境を継承していく取組の実践を通じ、人々の地域への愛着がはぐくまれ、環境保全に対する意欲が高まっていくことを目指します。

■目指す姿

- ・ 子どもから大人まで世代を通じ、家庭や学校、企業、地域などのあらゆる場で、環境教育・環境学習の機会が提供されている
- ・ 狭山丘陵など本市の恵まれた豊かな自然環境、地域の自然にはぐくまれてきた歴史・文化を、市民が体験し、関心を持っていけるような機会・情報が提供されている

■環境指標・目標

施策方針	環境指標	現況	現況年度	目標	目標年度
小・中学生に対する環境教育の推進	小・中学校への出前講座派遣回数	93回/年	H27	現況値より増加を目指します	H38
	親子環境教室参加率 (参加者数÷定員)	84%	H27	100%を目指します	H38
生涯学習としての環境教育の充実	環境学習講座の実施回数	25回/年	H27	現況値より増加を目指します	H38
狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進	自然観察会の実施回数	12回/年	H27	現況値より増加を目指します	H38
	狭山丘陵における体験学習会の参加者数	25人/回	H27	40人/回	H38



ホタル



環境ポスター展

(1) 小・中学生に対する環境教育の推進

■環境の現状・課題

- 小・中学生に対する環境教育は、学校を中心に市の関係部署との連携はもとより、地域住民や環境団体、事業者などとの連携を図りながら、自主性と体験学習を重んじた環境教育が取り組まれています。狭山緑地での体験授業や市の職員が学校に出向いて講師となるなど、学校教育の中で自然の大切さなどを学んでいます。また、中学生の職場体験学習の場として市役所や商店などを活用し、仕事を実践する貴重な経験をしています。「親と子の環境教室」は、親子で楽しく体験しながら環境について学べる機会となっています。
- 一人ひとりが環境とのかかわりについての理解を深め、環境に配慮した実践活動につなげていくE S D（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れ、学校・家庭・地域・職場などさまざまな場での環境学習・教育を推進することが必要です。
- 自然と人とかかわりを深めていくために、次世代を担う子どもたちへ、学校での環境教育を継続するとともに、清掃活動やリサイクルなどの地域の環境保全活動への参加や、自然体験や農業体験、自然のなかでの遊びなど、体験型かつ主体的な学習を促す機会を積極的に提供していくことが必要です。

■施策

①子どもによる環境活動の支援【重点】

- ・子どもたちの自然を大切にする心をはぐくむ体験や活動を支援するため、小・中学生に対して、ホタルやトウキョウサンショウウオなどの飼育活動の支援や、狭山緑地での自然観察等のフィールドワーク*などの機会を提供します。
- ・学校での総合的な学習の時間などでの環境教育を支援するため、出前講座として講師を派遣します。
- ・環境月間では、環境問題に関する資料展示及び貸出や環境に係る工作、花植え、清掃などにより、子どもたちが環境について考える機会づくりを支援していきます。

②親子環境教室の開催【重点】

- ・現在実施している、小学生の親子を対象とした野外環境教室を引き続き開催するほか、環境団体の協力を得て、雑木林の下草刈りや間伐など親子で体験しながら環境について学べる機会を増やします。

③学校職員への環境意識を高める研修の実施

- ・新任の教職員等に対し、環境教育の内容充実のために研修を実施していきます。

■市による取組

- ・小・中学校への生きもの飼育活動等支援
- ・小・中学校への出前講座
- ・環境教室事業
- ・学校職員への研修の実施

(2) 生涯学習としての環境教育の充実

■環境の現状・課題

- 市民が環境について自発的に学び、正しく学習することが出来るよう、市の関係部署はもちろんのこと、環境団体の協力を得て、講座の開催や施設見学会を実施しています。
- 市民が、公民館講座・郷土博物館講座・出前講座などに参加しやすい場とするため、行政と環境団体等が協力し様々な機会をとらえて、より良い環境を実現するための学習の場を提供しています。

■施策

①環境学習の機会の提供【重点】

- ・市民が企画立案した環境学習講座を開催するなど、環境について学ぶ機会を提供していきます。
- ・自然観察会や景観ウォッチング、環境学習会、環境調査会、雑木林の作業体験等の体験学習の機会を提供していくとともに、市民グループ主催の催しを支援します。

②環境にやさしい行動の普及【重点・新規】

- ・地域の中や身近なところから環境を保全していくために必要となる具体的な行動メニューを示したパンフレットを配布し、活用を呼びかけていきます。
- ・市民及び事業者が自主的に行動する指針について情報提供していきます。

③自然や歴史の再発掘と活用【重点・新規】

- ・本市の自然や文化財に親しみながら街の散策を行えるよう、「東やまと20景」と「モニュメント（東大和市美術工芸品）」を紹介するウォーキングマップを作成します。
- ・「東やまと20景」のほか、市内にある観光・レクリエーションの対象となり得る資源について、市内外へ向けた積極的な情報発信に努めます。

■市による取組

- ・環境教室の開催
- ・自然観察会等の開催
- ・市民版環境配慮指針の普及
- ・自然や歴史に関する情報提供

(3) 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進

■環境の現状・課題

- 本市の北部には多摩湖を囲むように自然豊かな狭山丘陵があります。この狭山丘陵の雑木林を自然に親しむ場として活用し、自然観察会や学校教育との連携による体験学習に主眼を置いた施策を実施しています。
- 市内の小学校では、環境学習として、狭山丘陵に生息しているトウキョウサンショウウオ（絶滅危惧種に指定）を飼育し、自然に戻す「里親」を授業に取り入れています。
- 狭山丘陵を背景として、生まれ、守り伝えられてきた文化財は、郷土博物館を核として、その保存と活用を図っていく必要があります。また、文化財の保護に対する一層の理解を深める必要があります。

■施策

①自然と親しむ場づくりの推進【重点】

- ・環境団体と市などの連携・協働により、自然に親しむ場として雑木林を活用していきます。
- ・農家や農協と協働し、市民農園の拡充等を検討していきます。
- ・室内及びせせらぎにおいてホタルの飼育を行うなど、地域の自然環境に対する関心を深めます。

②地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承【重点・新規】

- ・先人が培ってきた歴史と伝統に親しみ、学び、後世へ引き継いでいくための郷土学習の機会を提供していきます。
- ・郷土の歴史や自然と共生してきた暮らし・文化を伝えるため、民話や伝承、歴史、事物をテーマに設置されている「モニュメント（東大和市美術工芸品）」を活用、紹介していきます。

■市による取組

- ・ホタルの里づくり事業
- ・歴史・民俗についての学習

基本目標5 協働・連携

協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していきけるまち

市民、事業者、市民団体及び市の協働による取組を推進するための体制や仕組みの構築を目指します。

■ 目指す姿

- ・ 地域での環境保全活動の促進、市民、事業者、市民団体及び市の協働による取組が広がっている
- ・ 国、都及び周辺自治体との連携等が図られている

■ 環境指標・目標

施策方針	環境指標	現況	現況年度	目標	目標年度
市民と行政のネットワークの構築	市民と協働する活動の実施回数	4回/年	H27	6回/年	H38
	環境市民の集い来場者数／参加団体数	環境市民の集い来場者数：2,100人 参加団体数：40団体	H27	環境市民の集い来場者数：2,800人 参加団体数：50団体	H38
環境団体等への支援と人材の育成	環境教育ボランティアの登録人数	8人	H27	現況値より増加を目指します	H38
	環境学習活動及び環境保全活動の実施回数	60回/年	H27	現況値より増加を目指します	H38



空堀川の清掃



緑のボランティア

(1) 市民と行政のネットワークの構築

■環境の現状・課題

- 本市には多くの環境団体があり、自主的に様々な活動を行っています。各団体の活動は、講座開催、清掃や緑化、農法研究、水質浄化など様々なものがあり、「環境市民の集い」という行事でも紹介されています。
- 市では、毎年5月第2土曜日から6月11日までを「環境月間」と定め、環境に関する各種行事を実施し、多くの市民が参加しています。環境月間中は、多くの環境団体や関係行政機関等が連携して、実行委員会方式による「環境市民の集い」を開催し、啓発を行っています。
- 清掃・美化活動を行う各種団体や事業者の交流や情報交換、連携による活動を促進していくことにより、互いの得意分野を生かした協働による環境活動のネットワークを形成していくことが必要です。

■施策

①協働・連携の機会づくりの推進【重点】

- ・市民や事業者、市民団体及び市等の多様な主体が協働・連携して環境保全活動に取り組めるよう、対話や交流を行う機会づくりを提供していきます。
- ・環境に関する意識の啓発活動として、各種行事を開催します。

②環境情報の共有化の推進【重点】

- ・環境団体等によるネットワークづくりや環境保全活動のために必要となる情報を提供していきます。
- ・市報やホームページ、SNSなどの媒体を活用し、環境保全についての情報を提供・発信していきます。

③環境月間における集中的な啓発【新規】

- ・環境月間では、様々な環境意識啓発事業を集中して実施していきます。

■市による取組

- ・環境関連グループの紹介
- ・自主活動の促進
- ・環境ネットワーク相談窓口設置の検討
- ・環境に関する情報の積極的な提供
- ・環境月間実施事業

(2) 環境団体等への支援と人材の育成

■環境の現状・課題

- ▶ 地域での環境保全活動を継続・促進していくためには、環境団体やリーダーの育成、組織の充実を図っていく必要があります。

■施策

①ボランティア制度活用の推進

- ・道路や公園の美化清掃ボランティア活動を行う市民が市に登録し、協力者に対しては、市が清掃用具等の提供や災害補償保険の適用などの支援をしていきます。

②市民協働提案事業の検討・推進【重点】

- ・環境に関する事業のうち、市と市民が協働して進めることにより事業効果が高まると考えられるものに対しては、実施にあたって基本的な考え方やそれぞれの役割、責任等を確認した上で、その役割に応じた支援を検討していきます。

③環境活動・環境教育のリーダーなどへの支援【重点】

- ・東京都が認定している緑のボランティア指導者や環境学習リーダーなどの活動を支援していきます。
- ・小・中学校などでの環境教育を支援する環境教育ボランティアに対して、講座の開催や情報提供などを検討していきます。

■市による取組

- ・環境学習リーダーなどの活動への支援



緑のボランティア制度

市では良好な環境の保全・回復及び創出することを目的とし、市民と行政の信頼関係に基づいて緑のボランティア制度を実施しています。この緑のボランティアは市に申込みをしていただき、登録後に登録証を発行します。

- 対象は、市内に居住又は通勤若しくは通学する個人、団体等意欲のある方です。
- 活動場所は、公園・こども広場・緑地・緑道等です。
- 活動内容は、ボランティアの都合の良い時期及び時間に、自主的に活動を実施するものです。



緑のボランティア

(3) 国、東京都、周辺自治体との連携

■環境の現状・課題

- 東京都が整備・管理する河川、道路、公園等については、市民の要望を含め改善されるよう東京都に要望しています。
- 周辺自治体との連携では、空堀川水環境確保対策会や野火止用水保全対策協議会などがあり、関連各市と連携を図っています。

■施策

①水辺を中心とした連携（空堀川水環境確保対策会・野火止用水保全対策協議会）

- ・流域の総合的管理を踏まえ、空堀川の流域関連4市（武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市）による情報交換、合同の水質調査や事業を実施するなど、連携を図るとともに東京都に水量確保の要望をしていきます。
- ・野火止用水における自然環境の保全等について、野火止用水沿線6市（立川市・小平市・東村山市・東大和市・清瀬市・東久留米市）による情報交換、6市共同クリーンデー等の事業を実施するなど、連携を図っていきます。

②都道の交通問題の改善

- ・道路の整備とともに歩道の拡幅、低騒音型舗装の施工など、誰もが安全で快適に通行できるような歩行空間を目指し、整備の推進を要請していきます。

③小平・村山・大和衛生組合等との連携【新規】

- ・小平・村山・大和衛生組合（3市共同で運営する清掃工場）や湖南衛生組合（5市共同で運営するし尿処理施設）、東京たま広域資源循環組合（25市1町で運営する最終処分場）などとの連携を図ります。

④オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」への参加【新規】

- ・市として、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」（東京で暮らす私たちにとって大きな課題である温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業）の事業に参加し、環境保全施策の推進に役立てます。

■市による取組

- ・空堀川水環境確保対策会との連携・野火止用水保全対策協議会との連携
- ・小平・村山・大和衛生組合等との連携
- ・オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」への参加
- ・柳瀬川・空堀川流域連絡会との連携